

○財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年九月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百二十

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用 第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札」と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、「価格

										十	十	九	八																			
										ロ	イ											二										
										発		振		最																		
										格		替		額																		
										行		単		面																		
										日		位		金																		
										格		の		の																		
										争		記		振																		
										行		載		替																		
										争		又		法																		
										格		は		の																		
										争		規		定																		
										行		に		に																		
										日		よ		よ																		
										日		る		る																		
										日		も		も																		
										日		の		の																		
										日		と		と																		
・別債行争非者特国札非入価発										額	そ	額	平	す	額	の	振	五														
第参市及入価・別債発競札格行行										面	れ	面	成	る	の	記	替	万														
II加場び札格第参市行、入行争格日										金	ぞ	金	二	°	数	又	の	円														
非者特国発競I加場`入行争格日										額	の	百	十	倍	の	記	規															
										百	円	円	四	の	録	定																
										円	募	に	年	金	は	よ																
										に	つ	き	九	額	は	る																
										つ	格	き	月	に	よ	る																
										き	百	円	十	よ	る	最																
										百	円	以	八	る	も	低																
										円	二	上	日	も	の	額																
										厘		の		の	面	座																
														と	金	簿																
																		八														
																		千														
																		円														
																		百														
																		四														
																		十														
																		四														
																		億														
																		四														
																		百														
																		二														
																		十														
																		八														
																		万														
																		八														

十三二

の 経 利 入 価
払 過 札 格
込 利 発 競
み 子 率 行 争

(一) 年〇・一パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 3}{100 \times 365}$$

十四

初 期 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式に、より算出した金額から当該金額に百分の二十・三・五を乗じた金額(ただし、当該債権を發行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合)、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける者又は外国法人が適用を受ける者又は外国法人が適用を受ける者の所得税の税率を乗じた金額(額)を控除することができる。

平成二十五年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十四年九月十八日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日額百円につき百円	平成二十六年九月十五日	利子を払う。六月間に属する
					て、その日以、前六月間に属する
					を、支払う。前六月間に属する
					毎、年三月十五日及び九月十五日